

プラットフォームサービスに関する研究会（第24回）

- 1 日時 令和3年3月17日（水）10時00分～12時00分
- 2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - （1） 構成員
宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、崎村構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山本構成員
 - （2） オブザーバ・発表者
個人情報保護委員会事務局参事官 赤阪 晋介
（一財）マルチメディア振興センター プロジェクト企画部長 木曾 希
三菱総合研究所 チーフコンサルタント 安江 憲介
みずほ情報総研株式会社 経営・ITコンサルティング部 中 志津馬
 - （3） 総務省
竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、中川消費者行政第二課課長補佐、萩原消費者行政第一課課長補佐
- 4 議事
 - （1） インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について
 - （2） 誹謗中傷等に対する取組の検証・評価について
 - （3） 自由討議

【宍戸座長】 本日は皆様、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会の第24回会合を開催
させていただきます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴
はウェブ会議システムにおいて実施させていただいております。

それでは、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。
よろしく願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局を務めます、総務省消費者行政第二課の中
川でございます。

それではウェブ開催に関する注意事項を御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさ
せていただいております。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たって
お名前を必ず冒頭で御言及いただきますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防
止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお
願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくよ
うお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名させていただきます。また、御発
言いただく際にはマイク及び映像をオンにさせていただくようお願いいたします。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。
その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応させていた
だきます。

次に資料の確認をさせていただきます。本日は本体資料が1から7、そして、参考資料
が1から2まで御用意しております。

注意事項は以上になります。

なお、本日の構成員の方々の御出席についての御案内ですが、新保構成員、木村構成員、
手塚構成員、山口構成員は御欠席と伺っております。また、崎村構成員が途中からの参加
と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと思います。宍戸座長、よろ
しく願いいたします。

【宍戸座長】 御説明ありがとうございます。

本日の議事の進め方でございますけれども、まず、三菱総合研究所様及びみずほ情報総研様から、「インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について」を御発表いただき、それらに対する質疑を行いたいと思います。

その上で事務局から、「誹謗中傷等に対する取組の検証・評価について」御発表いただきます。

その後、全体を通じた自由討議として、構成員の皆様から御意見をいただくと、本日はそういう手順で進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず、資料1から資料5について、三菱総研様より御説明をお願いいたします。

【安江氏】 三菱総合研究所の安江です。よろしくお願いたします。それでは、資料を共有させていただきます。私のほうからは資料が5つあるんですけども、ちょっと時間が長くなることと、一方で、内容も多いので駆け足になってしまう点、御容赦ください。

最初に、資料1で「インターネット上の違法・有害情報を巡るEUの動向」ということで、Digital Services Actについて御説明します。

めくっていただきますと、DSAの概要をまとめています。昨年12月15日に欧州委員会がDigital Services Actの法律案を公表しております。この法律案は全ての仲介サービス提供者に対して、プラットフォーム事業者等も含みますけれども、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザー保護のための義務を規定するものでございます。

まず、対象事業者ですけれども、4つのカテゴリーが規定されておまして、一番広いのがISPやキャッシング、ホスティング等を含む仲介サービス、それからそのうちのホスティングサービス事業者、さらにその中のオンライン・プラットフォーム事業者ということで、オンラインマーケットプレイスとかアプリストア、SNS等が例示されています。その中でも超大規模オンライン・プラットフォーム事業者については追加の規定があるという構成になっています。

まず、1つ目ですけれども、仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任ということで、これは2000年に制定されたEUの電子商取引指令にある、違法コンテンツに対する免責条件を規定したものを受け継いだ形になっています。こうした事業者に対して、違法コンテンツに対する一般的なモニタリング義務はないのですけれども、当局からの削除等の

措置命令や情報提供命令への報告義務が規定される形になっております。

それから、透明で安全なオンライン環境のための義務というものが第3章にあるんですが、こちらがDSAで新たにといいますか、規定された義務になりまして、先ほど申し上げたとおり4つの対象に応じて規定されています。

まず、全ての仲介サービス提供者に対する義務として、コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開、透明性の報告義務、それから連絡窓口・国内法定代理人の設置等といった義務が規定されています。

そのうちのホスティングサービス提供者の義務については、違法コンテンツの通知の受付体制を作る義務と、違法コンテンツへの対応、削除や凍結等に関する理由を発信者に通知するといったことが規定されています。

さらに、オンライン・プラットフォームに対しては、違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備ということで、削除や凍結等に対する苦情受付の体制を作るということ、それから、そういった苦情も含めて裁判外の紛争解決機関を利用するということ、違法コンテンツの通知や検出・特定に関して、信頼された旗手と連携すること、また、不正な通知や反論に対する対策やオンライン広告への透明性の確保といったことが規定されています。

それから超大規オンライン・プラットフォームになりますと、サービスのリスク評価を実施し、軽減措置を取ることで、外部監査を実施し公表すること、レコメンダー・システムに関する情報公開や選択肢の提供、オンライン広告の透明性の追加、規制当局や研究者へのデータのアクセス提供、コンプライアンス・オフィサーの設置、行動規範や危機対応への対応が求められます。

最後に、モニタリングとエンフォースメントということで、まず、各加盟国はこのDSAの執行責任者であり、調査権限を持つデジタルサービス調整官、デジタルサービスコーディネーターというものを設置することとされています。また、欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリングして、義務違反があった場合には、最大で前年度の総売上高の6%までの罰金を科すことができるとした規定になっております。

簡単に経緯を説明しますと、先ほど申し上げたとおり、2000年6月に電子商取引指令が策定されていて、こちらがEUにおけるオンラインサービスプロバイダーの透明性や責任制限というものを定めており、現在も使われている形になりますが、昨年2月に欧州委員会が政策文書を出して、デジタルサービス法を2020年12月に発表することを表明してい

ます。6月から9月にパブリックコンサルテーションを実施しておりまして、2つありますけども、1つ目がいわゆるDSA、2つ目がDigital Market Act、DMAというものが対応する形になっております。昨年12月15日、2つの法案が提出されたという経緯になっていません。

問題意識・背景について、デジタルサービスの法的枠組みとしては、eコマース指令がずっとあるわけですが、その後のサービスの発展や貢献ということがまずあります。その一方で、そうした発展により問題が引き起こされているということがあり、現代的な法的枠組みを作る必要があるということで、オンラインユーザーの安全性の確保や、革新的なデジタルビジネスの成長を可能にすることが必要である、と説明されております。この説明は省きますが、続きまして、法案の具体的な内容を説明したいと思います。

まず、背景・目的ですが、背景は今説明したとおりで、目的として、革新的なデジタルサービスの提供のための最良の条件を確保し、オンラインの安全性と基本的権利の保護に貢献し、仲介サービス提供者の効果的な監督のための強固で耐久性のあるガバナンス構造を設定するということが、それから、仲介サービス提供者に対して、明確な説明責任を定義するといったことが挙げられております。

法案の構成は、全5章からなっております。条文構成も示していますので御覧ください。

主題と範囲はここに書いてあるとおりですが、この3つ目では、DSAはサービス提供者の設立地に関わらず、EUでユーザーが使っているサービスについては適用されるということが規定されています。

それから、適用対象の分類が一つのポイントになりますけども、先ほどから申し上げているとおり、4つのサービス区分がありまして、仲介サービス、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム、超大規模オンライン・プラットフォームという形になっています。

それぞれ、14ページのような説明があるわけですが、それに対して義務がどうなっているかというのを示したのが、15ページになります。まず、全ての仲介サービスに関しては上の4行です。「命令を受けて国の機関と連携」から「透明性の報告」までが適用されます。ホスティングサービスになりますと、「利用者への通知・行動と情報提供義務」が追加されます。オンライン・プラットフォームになりますと、「苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決」から「オンライン広告のユーザー視点の透明性」までといった形になっております。最後に超大規模になりますと、全ての項目が適用される形になっています。

最初に、eコマース指令を承継している仲介サービス提供者の免責ですけれども、単なる導管、キャッシング、ホスティングという3つの区分に応じて、違法コンテンツに関わった場合の免責条件が規定されております。基本的な内容は変わっていませんが、ホスティングの③のところだけは大きな追加点になっています。

それから、こうした違法コンテンツに関して、一般的なモニタリング義務はないということで、全ての情報に関して監視する義務はないこと、それから、積極的調査の義務はないこと、削除義務はないことが明記されています。他方で、こうしたものに対する自主的な調査や法令遵守のための取組を行っている場合、そのことをもって免責規定が適用されないことはないという規定されています。また、当局の命令に対しては、どういう結果だったということを報告する義務が規定されています。

続きまして、ホスティングサービス提供者の義務ということで、仲介サービスも含めて説明します。まず、仲介サービス、全ての提供者に関して当局と連絡を取る単一の窓口を設置しなさいということ、それから、域外企業については法定代理人を設置しなさいということ、書面で指定しなさいということ、それから、利用規約についての要件が定められています。どういう要件かといいますと、まず、アルゴリズムによる意思決定とか人間によるレビューを含むコンテンツモデレーションについて、どういうポリシーなのか、手順、手段なのか、ツールを使うのかということに記載しなければいけないとされています。また、内容は明確に記載し、容易にアクセスできる形にするということ、それから、様々な権利に配慮して、勤勉、客観的、比例した方法でやらなければいけないという条件が課されています。

それから、透明性報告義務としては、19ページにある4つの項目が指定されております。まず、命令に関する事項です。どれだけの命令を受けて、どれだけ時間がかかったか。それから、通知に関する事項ということで、通知の数、削除の件数、平均時間。それから、自発的に行っているモデレーションですとか、苦情に関する事項というものを1年に1回以上報告せよということになっています。

また、ホスティングサービス事業者については、通知と行動の仕組みとして、違法なコンテンツの通知を受けるような仕組みを設けること、それから、それに対して削除や凍結を行った場合には理由を発信者に通知するといったことが義務づけられています。

続きまして、オンライン・プラットフォームの義務に移りますけれども、まず、零細企業、小規模企業に当たる場合には適用されていないということが規定されています。

その上で、適用を受けるオンライン・プラットフォームに関しては、まず、内部通報制度として、ここにありますように、アカウントの削除とか無効化、あるいは情報の削除、無効化といったものに関する苦情を受け付けるシステムを作る必要があるということ、それから、そのシステムに関する条件というものが21ページの下にあるように規定されています。

また、裁判外紛争解決ということで、そうした苦情も含めて、紛争解決手段としてADR等を使う権利というものが規定されています。それから、違法なコンテンツの検出、特定に関して、信頼された旗手、trusted flaggerというものと連携しなさいということが言われています。trusted flaggerとは何かということですが、違法コンテンツの検出、特定、通知を目的とした専門知識と能力を持っていて、オンライン・プラットフォームから独立した団体であって、こうした通知をタイムリーで勤勉かつ客観的な方法で行うことを目的としているといった団体です。児童ポルノですとか、海賊版コンテンツとか、あるいはフェイクニュースのファクトチェッカーとかいったところが想定されていると思われます。それから、不正な使用に対する保護、措置も規定されています。

さらに、犯罪行為の疑いがある場合には届け出ること、それから、eコマース等の場合が多いと思いますが、トレーダーのトレーサビリティということで、取引先事業者に対して事前にチェックしなさいといったことが規定されています。また、オンライン・プラットフォームとして、透明性報告義務について追加で記載しなければならないこと、オンライン広告に関しては個別の広告ごとに、23ページの下にあるような条項が確認できるようにしなければならない、といったことが規定されています。

最後に、超大規模オンライン・プラットフォームになりますと、システミックリスクを管理する義務というものが規定されています。まず、超大規模オンライン・プラットフォームとは何かということですが、EUでサービスを受けている月間のアクティブユーザーが4,500万人以上である場合ということになっております。この数というのはEUの人口によって変動するんですけども、人口の10%が目安と規定されています。

この超大規模オンライン・プラットフォームについては、少なくとも年に1回はEU内でのサービスの機能と利用に起因する重大なシステミックリスクというものを特定、分析、評価しなければならないと規定されています。

具体的にどういったものかということですが、24ページにあるa、b、cを含むとされています。特にコンテンツモデレーションとか、レコメンダー・システムとか、広告に関して、

違法なコンテンツや利用規約に適合しない情報の拡散の可能性を含めて、どのようなリスクがあるかというものを考慮しなければならないとされています。特定されたリスクに関しては、適切な対応をせよということになっております。

また、ここに規定されている義務を守っているかどうかといったことを含めて、外部監査を年に1回受けなければならない点と、外部監査の結果によっては必要な対応を取ることが求められています。さらに、レコメンダー・システム、情報や商品のレコメンダーが行われる場合については、どういったパラメーターが使われているかということと、パラメーターについて変更するオプションを用意することが規定されていることと、オンライン広告の透明性として、データベースの公表が求められるという形になっています。

当局が事業者の遵守状況を監視する場合、研究者が研究する場合については、データへのアクセスが求められるという形になっています。また、DSAの遵守状況を監視する責任者ということで、各事業者は1名以上のコンプライアンス・オフィサーを置くことが求められています。さらに、プラットフォームの透明性報告義務というものが追加で規定されています。

それ以外の規定としては、欧州委員会が標準化の支援や促進を行うということ、行動規範の策定を奨励し、促進するということが規定されております。

次に、途中を割愛して、デジタルサービス調整官について御説明します。第IV章ではDSAの実施や関係機関の協力、制裁や執行について規定しているということで、その中で特に各加盟国の執行当局ということで、デジタルサービス調整官を置くということが規定されています。詳細は資料に記載しておりますので、読んでいただければと思います。

最後に超大規模オンライン・プラットフォームの監視について御説明します。超大規模オンライン・プラットフォームは先ほど申し上げたとおり、遵守義務というのが定められておりまして、33ページの左側にあるようなリスク評価から透明性報告までの義務が課されています。デジタルサービス調整官が、これが守られていないと判断した場合、A2の右上にあるような手順で監視・執行が行われます。まず、プラットフォームに対して、侵害の終了・是正のための行動計画の作成・提出を求め、計画が適切であるかを決定します。侵害の終了や被害救済に懸念がある場合には再監査を要請することになっています。計画に問題がなく実行された場合、中止や是正に関する見解、中止・是正されたかということについて理由をつけて関係者に伝達し、中止・是正されているということになれば、ここで解決ということになります。

一方で、欧州委員会が介入する場合というのも規定されておりまして、3つあります。1つはデジタルサービス調整官が必要な調査を行っていない場合、もう1つはデジタルサービス調整官から要請があった場合、それから、一旦終了後に再度侵害が起きたことが分かった場合、です。これらの場合は欧州委員会が介入して、B2のような形で監視・執行が行われます。デジタルサービス調整官から情報提供を受けた上で欧州委員会でも情報提供を要求できます。また、任意の聴取ですとか、あるいは立入検査ということが出来ます。緊急性がある場合には暫定措置を命ずることが出来ますが、プラットフォームが必要な約束を提出した場合には、暫定措置を停止することも規定されておりまして。また、プラットフォームが関連規定を守っているかどうかについて必要な措置を講じること、データベースとかアルゴリズムにアクセスや説明を求めることができるという形でモニタリングをできること、も規定されています。

こうしたことを含めて、DSAの関連規定や暫定措置、約束が守られていないと判断した場合には、欧州委員会はまず予備的所見というものを事業者に伝達して、事業者に反論機会を与えた上で、最終的に守られているかどうかを決定します。守られていないと決定された上で、これが故意、または過失だと判断された場合には、先ほど申し上げたような罰金が科される形になっております。

ちょっと駆け足ですが、以上が欧州のDSAになります。

続きまして、資料2、イギリスに移ります。英国のOnline Harms White Paperについて御説明します。

まず、Online Harms White Paper、オンラインの有害に関するに関する白書といったような意味合いになりますけれども、こちらは2019年4月8日にDCMSと内務省が共同で作成して公表しています。英国における安全なネット環境の確保を目的とした将来の政府の対策を明示したものとなっております。

まず、これに先だって2017年にインターネット安全戦略、グリーンペーパーというものが出されており、そこでは企業の自主的アプローチに焦点を当てているんですが、それでは不十分だという議論になりまして、政府が規制を行って、その規制が守られているかどうかを監視する独立機関を設置するという新しい枠組みを示したのが、このホワイトペーパーになります。

ポイントは3つありまして、まず、法定の注意義務を設定するという事で、ユーザーを安全に保ち、サービスに対する違法で有害な行為などに対処するための合理的な措置を

講じるために、新しい法定の注意義務を策定するというので、プラットフォームはこの注意義務を守らなければならないというのが1点目です。次に、注意義務が守られているかどうか、監視・評価するために独立の規制機関を設置し、執行権限を持たせるというのが2点目になります。3点目として、注意義務を果たす行動規範の作成ということで、まず、規制機関が行動規範として、こういうふうを守りなさいという方法等を作成・提示して、それをプラットフォームが守る、プラットフォームがそれを守れない場合は、独自の方法で同等以上の効果があることを示すことが求められています。

これまでの経緯ですけれども、2019年4月に白書が公開されて、7月1日までパブリックコンサルテーションが行われました。一方、19年10月に透明性ワーキンググループというのが並行して立ち上げられて、透明性レポート等に関する議論が行われております。昨年2月にまず政府の初期対応、Initial Responseというのが公表されて、さらに10か月後、昨年12月15日に政府の完全な対応、Full Government Responseというものが公表されています。この中でもさらに追加のパブリックコメントを求める形になっていますけれども、これも踏まえて、今年中にオンライン安全法案、Online Safety Billというものが公表される予定とされております。

政府の対応はどのような内容なのかをまとめたのが5ページになります。まず、白書で示された枠組み、違法ではないけれども有害なコンテンツも含めて規制し、自主規制を超えた規制を行うという枠組みは維持されますが、サービスの規模や企業規模、能力に応じた段階的な規制をするということがまず示されました。また、規制機関については、OFCOMがその役割を担う方針が示されています。

対象とするサービスについては、どこに拠点を置いているかに関わらず、イギリスのユーザーに対してサービスを提供する企業に適用されるようになっており、これは白書から変更ありませんが、国内のユーザーがアクセス可能なユーザー生成コンテンツをホストするサービス、検索エンジンも含めるとしています。もう1つ、1人以上の英国内サービス利用者間で、公私のオンライン上での交流を促進するサービスも規定されています。

続いて、対象とする害の範囲ですけれども、違法なコンテンツだけでなく、有害なコンテンツも規制するという方針は白書から変更がありません。ただ、白書では具体的な有害なコンテンツというのがかなり多く列挙されているんですけれども、政府の今回の対応では、そうしたものは具体的に示されていなくて、一般的な定義を定めています。どういうものかというのが次の行に書いてありますけれども、個人に対して身体的、または心理的

に重大な悪影響を及ぼすと合理的に予見可能なリスクを持っている場合には有害とみなされ、そのために制度の適用範囲に含まれるべき、と規定しています。またこれに関連して、誤情報や偽情報、いわゆるフェイクニュースも範囲に含まれると規定されています。

それから、段階的な規制ということで、規制はリスクのレベルとか企業の対応能力というものに比例したものであるべきだろうということで、低リスクのサービスに対する免除規定が導入されました。具体的には自社のサービスやコンテンツに対する自社サイトでのレビューやコメントのようなものは対象外となっています。一方で、リスクが高くてリーチ力のある少数のサービスについてはカテゴリ1と分類して、より強い規制を適用するとしておりまして、対象となるコンテンツは広く、また透明性レポートの発行義務が規定されています。独立した執行機関については新設せず、OFCOMが担う形になっております。

以下、もう少し詳しく見ていきます。まず、サービス・害の範囲について、今述べたとおりですけれども、一番上の行のA-1適用サービスの範囲のところ、オンラインのインスタントメッセージングサービスとか、クローズなソーシャルメディアグループとか、プライベートなメッセージとかいった、より高度なプライバシーを期待するサービスについても適用対象であるという点は注意が必要かと思います。

有害コンテンツと行為の対象はどういうことかということですが、先ほど申し上げたとおり、一般的な定義ということで規定されています。また、害悪には組織への被害が含まれない、あくまでも個人に対する害悪ということで規定されています。

それから、どういったものが有害コンテンツなのかということについて、カテゴリを設けることになっていますけれども、詳細は二次立法で規定される予定となっています。現在は7ページにあるような枠組みがありまして、3つのカテゴリに分けられています。1つ目は違法なコンテンツ・行為ということで、刑法に違反するもの、児童の性的搾取及び虐待とか、テロリズム、ヘイトクライム、違法薬物・武器の売買といったものです。2つ目が子供に有害なコンテンツ・行為ということで、ポルノ全般、それから暴力的なコンテンツ・行為。3つ目が合法だけれども成人に害を与え得るコンテンツ・行為ということで、例えば自殺・自傷行為の助長であるとか、犯罪に至らないネットリンチ、それから、摂食障害の助長といったものが挙げられています。これについて、詳細は二次立法で規定されるということでございます。

それから、これに対してどういう義務を企業は負うかというのが8ページになりますけれども、まず、C-1というところにありますように、注意義務が規定されています。企

業はユーザーに対する注意義務、違法なコンテンツやオンライン上の活動の拡散を防ぎ、サービスの利用者が有害なコンテンツにさらされないようにする義務を負うとなっています。それから、企業はサービス上の個人への危害リスクを自らが理解し、ユーザーの安全性を向上させるシステムとプロセスを導入する必要があるということが規定されています。

段階的規制ということですがけれども、先ほど説明したとおり、カテゴリ1というものとカテゴリ2という形で分けられています。カテゴリ1はリスクが高くリーチ力のあ
る少数のサービスで、それ以外をカテゴリ2としています。それぞれについて、注意義務を負うコンテンツのカテゴリが異なってくるということで、いずれの事業者も違法なコンテンツと、合法だが子供に有害なコンテンツに関しては注意義務を負うということになっています。さらに、カテゴリ1に関しては、合法けれども成人に有害なコンテンツについての注意義務も負うという形で分けられております。

それから、それ以外の義務として、例えばユーザーが有害なコンテンツや活動を報告したり、削除を訴えることができる仕組みを提供することとか、あるいは、カテゴリ1については透明性レポートを公表するといったことが求められております。また、行動規範の遵守が強く期待されるということが規定されております。

透明性レポートというのが一つのポイントになりますけれども、9ページでその内容について説明しています。カテゴリ1サービスを提供する企業については、透明性レポートの発行が義務づけられるということで、どういうことが書かれるのかということについては、9ページの下にありますように、先ほど少し言及した、透明性ワーキンググループの議論を踏まえて、以下の情報を記載することが「政府の対応」文書では推奨されております。時間がないので細かくは説明しませんが、ここに書いてある各項目について記載せよということになっております。

続きまして、規制機関についてですが、OFCOMが規制当局になり、運営費用については業界の手数料から賄うことになっています。これは誰が払うかということについては、グローバルな収益がある一定の金額以上の企業が払うということで、多くの企業は手数料を払わなくていいのではないかと書かれております。

それから、規制機関の機能については、強力な執行手段、例えば最大1,800万ポンド、または世界の年間売上高の10%のいずれか高いほうの罰金を科すといったこと、あるいは、対象企業に対して事業中段措置を含む強制措置を取ることを検討できるといった強力な執行手段があるべきと書かれています。他方で執行に際して害の大きさや企業の大きさに比

例したアプローチを取るということも書かれております。

ここで行動規範についても書かれておりまして、企業がこういった形で注意義務を果たすのかといったものを具体的に示すという位置づけになっておりますが、これをOFCOMが発行するとされています。これに対して、先ほど申し上げたとおり、企業が遵守義務を負うことが期待されております。

それから、イギリスにおけるこの白書の特徴として、自動化ツールの利用義務づけというのが挙げられます。10ページの一番下ですけれども、プライベートチャンネルを含む全サービス上での違法な児童性的搾取・虐待コンテンツや行動を特定するために、精度の高い自動化技術を使用することを企業に義務づける権限を持つとなっています。なおテロリストコンテンツの場合には、プライベートチャンネルは除いてパブリックチャンネル上でのみ使用を義務づけることが可能という形になっています。OFCOMは政府に助言したり、義務づけるかどうかについて決定する権限を持つという形になっています。

11ページの上に、政府と規制当局、それから、対象企業の関係について、今申し上げた内容を図示しています。

それから、最後の項目として、技術や教育による解決策ということも示されています。最初にSafety Techということで、例えば有害コンテンツを迅速かつ正確に特定するためにAIを使うとかいった形で、オンラインでのユーザーの安全性を向上させるための技術の重要な役割を示しています。政府は産業政策という面も含めて、この部分にこれからも投資していくということがまず述べられています。

それから、次にSafety by Designとかメディア・リテラシーということで、どのようにして、より安全なオンライン製品やサービスを設計できるかと、原則とかガイドラインを提示するということが書かれています。

続きまして、資料3、インターネット上の違法・有害情報を巡るドイツ・フランスの動向について御説明します。ちょっと長いですが、引き続きよろしくお願ひします。ドイツのネットワーク執行法とフランスの法律について御説明します。

ネットワーク執行法、いわゆるSNS法とも言われますが、こちらについて、まず、現在の運用状況を説明します。国内登録者数が200万人以上のSNSについては、透明性レポートを半年に1回公開しなければならないということで、主なものとしてここに4つ、これ以外にもあるんですけれども、挙げています。件数については次のページで説明するので省きますが、違法な投稿を防止するための取組として、自動検出と人による報告の併用、そ

れから、コミュニティガイドラインの作成といったものをどこも挙げているということ。
それから、社内体制についても、それぞれ具体的に記載していることが読み取れます。

対応件数について4ページに示しています。これも主なサービスということで5つ挙げ
ていますけれども、前のページは半年なのでちょっと件数が違いますけれども、これは1
年間の数字として、青い行のところにそれぞれ、例えばGoogle+だと5,604件というふうに
書いています。その下の赤い列ですが、そのうちの削除した件数と削除率ということで、
これは事業者によって削除率は幅がありますけれども、この5つを全部足すと、大体19%
ぐらいの削除率となっております。

それから、事業者が削除すべきかどうか判断できない場合については、認定自主規制機
関に相談して、判断を委ねることができるかとされていますけれども、2020年の相談件数は
13件ありました。このうち4件が違法とされています。1番目と4番目、5番目と8番目
です。こちらについては違法であるということで、削除すべきという判断がされています。

それから、実際に過料が科されたかどうかについての状況ですけれども、これは6ペー
ジに書いています。これまで過料が科されたのは1件のみで、フェイスブックの透明性レ
ポートについて、内容に不備があるということで科されています。

まず、執行状況全体について見ると、ドイツの連邦司法庁が執行機関になりますけれど
も、昨年7月30日までに行った手続が全部で1,462件あります。そのうちの1,353件という
のは、苦情を出したにも関わらず、コンテンツが削除されないというユーザー等からの申
立てに基づいて手続が開始されているということです。それ以外の109件は連邦司法庁の
職権で開始しています。

こういう、苦情を申し立てたけれど削除されないことについて、コンテンツが削除され
なかったことが制度上の問題に起因する場合に、連邦司法庁は秩序違反が認められると判
断するというので、結果として、1件だけ過料が科されたということになります。

フェイスブックに執行されたものですが、2018年上半期のレポートに問題があるという
ことで指摘がありました。具体的な内容ですけれども、まず、ユーザーからの報告の一部
しかレポートに掲載されていないということが挙げられています。一般的な報告経路とネ
ットワーク執行法に基づいて設置された報告経路の2つがあるうち、後者しか書かれてい
なくて、ほかの事業者に比べると報告件数がすごく少ないというのがまず1点目です。2
点目として、組織の体制についての記載が十分でないとか、社内での手順についての説明
が十分でないといったものが挙げられております。これについて、フェイスブックは、法

律にちゃんと書いていないという異議を申し立てたのですが、結果としては罰金支払いが命じられています。

こうした運用状況なんですが、一方、法律の中で、発効後3年以内に評価レポートを出すということが規定されておりまして、昨年の9月に、所管する連邦司法・消費者保護省がレポートを出しています。

概要ですけれども、まず、第三者である法律家が意見書を出していて、目的はかなりの程度で達成されているということで、いろいろ改善されましたということが書かれています。その上で、実施内容が十分でない点があるけれど、それはプラットフォーム側の実施の問題だよねという意見が出ています。それから、執行機関である連邦司法庁の意見としては、法律は有効であり、事業者はちゃんと真剣に受け止めているとしています。一方で、透明性レポートに書かれた情報について、正しいかどうか検証できない点が問題であると述べています。それから、改善の必要性と一番下にありますけれども、今後、違反コンテンツの報告経路をちゃんとユーザーにとって分かりやすく、使いやすくすることとか、執行機関の裁量を拡大するといったようなことが必要であると書かれています。

それから、ネットワーク執行法についてはオーバブロックキングの問題がずっと言われていますが、それについても一節設けられて記載されています。まず、法制定時の議論として、過料という強力な制裁があることで、オーバブロックキングの懸念があったと述べています。ただ、現時点の執行状況を見ると、そういった兆候は見られないと書かれています。具体的に言うと、さっきもちょっと言及しましたが、大体、申立てのうち20%ぐらいが実際に削除されているということで、苦情が申し立てられると全部自動的に削除されちゃうことはないというのがまず1点、それから、ネットワーク執行法に関する過料のガイドラインというのが出されているんですけども、ここでは制度上の機能不全が認められて初めて過料の対象になるとされていて、個々の判断が誤っていることで過料を課されることはないということも述べています。ただ、オーバブロックキングについてはこれからも見ていかなければいけないということも併せて書かれています。

実際にどういうふうに法改正されたかというのは次のページですけれども、昨年の2月に右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案の草案が政府によって承認されました。その後、4月1日にまずネットワーク執行法の改正案が可決されて、6月に右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案が可決されました。

どういった点が改正のポイントかということですが、まず、BKAへの報告が義務

づけられるということです。それから、透明性報告に関する用語の解釈の明確化が図られています。あとは、ユーザーが使いやすくするということと、削除等の判断について、ユーザーが見直してくれということが出来る、カウンタープレゼンテーションという手順、これは一部事業者が導入しているんですけども、これを広く導入することを規定しております。それから、裁判所によるデータ開示命令といったことが規定されています。

以上がドイツの動向ですが、あとのページは、これまで出したものを参考としてつけております。

それから、フランスですけれども、同じようにインターネット上のヘイトコンテンツ対策法や、情報操作との戦いに関する法律があります。

まず、ヘイトコンテンツに関しては、提案者の名前を取った、アヴィア法というものがありまして、これが一旦議会で可決されていましてけれども、表現の自由に対する影響が大きいということで、ほとんどの条項が憲法評議会で無効化された、違憲と判断されたということがあります。15ページに過去の資料からの引用とありますが、表にしたものを示していますけれども、書いてあるとおりの内容で可決され、違憲と判断されたということです。

それから、情報操作との闘いに関する法律、これも既存の資料ですので、参考として載せませんが、説明は割愛させていただきます。

続きまして資料4、米国の動向ですけれども、こちらについては、通信品位法230条と、1月6日の事件について御説明します。

まず、CDAの230条ですけれども、ここにありますように、第三者が発信する情報について、原則として責任を負わないということと、削除の等の対応に関して責任を問われないといったことが規定されております。

これに対して、裁判所における伝統的な解釈としては、非常に広範な免責が認められてきたということで、時間の遅れとか、対応の内容についても非常に緩い規定だったということが2ページに書いてあります。

これに関して、最近どう変わっているのかが3ページですけれども、まず、共和党からは、プラットフォームが勝手にどんどん削除をしていて問題である、言論、表現の自由を侵害しているのが検閲だと指摘されています。それも踏まえて、昨年5月28日に当時のトランプ大統領が大統領令に署名して、法改正に着手しなさいといったことを指示しています。

これに対して民主党は、免責規定が広範過ぎることを問題視しています。特に児童虐待・搾取といったコンテンツについて機能していないことを問題視しているといった状況になっています。

以下、参考として、大統領令の概要や内容、司法省による勧告、それから、FCCがどう対応しているかといったことを示しています。FCCについて簡単に言うと、昨年の段階ではFCCは法改正するということを示していたんですけども、今年1月に選挙結果が出た時点で、法改正をしないと方針変更して、今の段階でも特に何も起きていない状況になっています。

それから、米国議会の公聴会の概要です。この辺は時間がありませんので説明を割愛します。

それから、11ページ、改正法案はいっぱい出ているんですけども、直近のものということと、現実的な落としどころを探ったものということで載せております。これもお読みください。

続いて、トランプ大統領のアカウント停止の動向ですけども、1月6日の事件を受けて、各社がいろいろやったということで、まず、ソーシャルメディア等各社の対応です。ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、Snapchat、Shopify、Stripeについて記載していますが、フェイスブック、インスタグラムについては、少なくとも政権移行までと記載してありますけれど、今の段階でも凍結されたままとなっています。それから、代替のSNSとなったパーラーについては、AWSやグーグル、アップルがそれぞれクラウドサービスの提供停止、アプリストアからの削除を行っています。

ツイッターにおけるトランプ大統領のアカウントへの対応ですけども、1月6日にこういう事件があって、一旦、一時的に凍結した後、アカウントを永久凍結しております。

それから、フェイスブック、インスタグラムについて、これも少なくとも政権移行が平和裏に完了するまでということになっていますけど、今もずっと続いている状況になっています。監督委員会という第三者委員会がこれについて適切かどうかという審議をすることになって、審議も始まっているんですけども、今の段階で特定の結論等は出されていない状況になっております。

それから、欧州の首脳の見解というものをそれぞれ書いていますけど、基本的には民間事業者が独自に判断することは認められないんじゃないかという論調です。それから、ツイッターのCEOのコメントも参考として載せています。

最後にパーラーに対する対応を書いています。パーラーというのはSNSサービスですが、コンテンツモデレーションをしないということで、ツイッターやフェイスブックが使えなくなった後、トランプの支持者が使い始めたということですが、まず、アプリストアから削除されました。それから、アマゾンがクラウドサービスの提供をやめてサービスが一旦使えなくなったんですけれども、2月15日に別の事業者、アメリカのSky Silkという会社がクラウドホスティングを提供していくことで利用可能になったということで、また使える状態になったということになっております。

駆け足ですが、私のほうからは以上になります。

【宋戸座長】 三菱総研様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料6について、みずほ情報総研様より説明をお願いいたします。

【中氏】 それでは、みずほ情報総研の中から資料6につきまして、御説明させていただきます。こちらはEU民主主義行動計画についての御説明となります。

1 ページ目をおめくりください。上の四角枠を御覧いただければと思いますが、欧州では民主主義を脅かす動きに対応するため、欧州民主主義行動計画が2020年12月2日に公表されております。本計画は3つの柱、1つ目、自由で公正な選挙の促進、2つ目、メディアの自由と多元主義の強化、3つ目、偽情報への対抗措置から構成されております。計画の文中、上記の柱ごとに欧州委員会としての行動が示されております。

下の表の特徴というところ、上から3つ目でございますが、こちらを御覧いただければと思います。3つの柱をもう少し補足させていただきます。

1つ目、自由で公正な選挙の促進のため、政治広告に対する法的措置の提案が行われると書かれております。2つ目、メディアの自由の強化のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟から守るためのイニシアチブを提示するとあります。3つ目、こちらが今回の報告の中心になりますけれども、偽情報への対抗措置を行うということがございます。こちらについては、別途御説明させていただきます。

これらの3つにつきまして、欧州選挙の1年前の2023年までに段階的に実施いたします。以降、達成状況や見直しの必要性について評価が行われることになっております。

2 ページ目の上の四角枠を御覧いただければと思います。前述いたしました3つの柱のうち、偽情報への対抗に対する関連でございますが、以下がポイントになってございます。

1つ目、偽情報の発信者に対するコストを科すための取組の実施。こちらはEU内外の発

信者が対象となっております。2つ目、2018年にプラットフォームが署名した、偽情報に関する行動規範の見直しと強化が行われます。3つ目、上記に伴い、オンラインプラットフォームに向けて、現在の行動規範を強化してもらうためのガイダンスが2021年春に発行される予定でございます。その後、EUは新たな行動規範の実施状況をモニタリングします。4つ目、EU内外の偽情報に対抗するためのメディア・リテラシー向上プロジェクトに対して、支援と資金提供を行うとあります。

3ページ目が、こちらの計画の中の4章に、偽情報への対抗措置というところにページが割かれておりますけれども、こちらに注目して、EUが行う取組、アクションについて、少し詳しく説明させていただければと思います。

4、偽情報への対抗は大きく3つになります。1つ目、4.1、EU及び加盟国の偽情報対策能力の向上、こちらは政府機関との連携、協力体制の構築ということが書かれております。

右側の行動のところを御覧ください。1つ目、偽情報の加害者にコストを課すことを可能にする新たな手段を含めたEU内外の国からの干渉と影響を及ぼす活動に対抗するためのツールボックスの開発、また、欧州対外行動局が行っている戦略的コミュニケーション活動とタスクフォースの強化を行います。

こちら、偽情報の加害者にコストを課すということに関しましては、表の下にどのようなことをやるのかと、計画の中ではツールボックスという書き方をしていますが、実は具体的に明示されておりませんで、例示されているものを抜き出したのが表の外に書いてある※1でございます。こちらの中を見ると、加害者の使用ツールを特定し使用不可能にすることや、繰り返し違反した場合には制裁を科すことといった例示がされており、これらの取組をまとめたものをツールボックスと称されているのではと推察しております。

表の中の行動に戻っていただきます。3つ目でございますけれども、脅威の状況に対して定期的に見直すために情報収集を行う共通の枠組み、こちらは体制の構築や手法の開発を行うとあります。

4つ目、偽情報や外国からの影響操作を検知し、対応するためにEU域外の第三国の当局、独立メディア、市民社会の能力構築のための支援を強化する、これらが1つ目の内容となっております。

2つ目、4.2、オンラインプラットフォームに対する一層の義務と説明責任でございます。こちらの内容は先ほども触れましたけれども、2018年の行動規範の強化について主

に書かれておりました。

行動のところを御覧ください。1つ目ですけれども、2021年春に偽情報に関する行動規範を強化するためのガイダンスを発行。こちらは先ほども御説明したとおりですが、本日は時間の関係で説明は割愛すると思っておりますけれども、こちらの具体的な内容につきましても、計画の中に例示が実はされておりまして、本日の資料のP7に参考としておつけしております。

2つ目、署名者、プラットフォームの方を指しておりますけれども、その方及び利害関係者が集まり、ガイダンスに従い行動規範の強化を実施。利害関係者の例として、広告主、メディア、市民社会、ファクトチェッカー、学界などと例示されております。行動規範を利害関係者の方々と一緒につくろうということが記載されておりました。

3つ目、強化された行動規範を定期的にモニタリングするための枠組みを構築しますということでございます。こちらは本文中を見ますと、COVID-19の偽情報管理の際に、参考になるような活動を既にEU内ではされているということで、それをうまく活用するということでもございました。

4.3、3つ目でございます、EU市民が情報に基づいた意思決定ができるようにする。こちらの内容は、市民の方々がデジタルリテラシーを向上するような取組ができるようにすることが書かれておりました。

行動でございます。1つ目、様々なEUのプログラムの下で、デジタルリテラシーの向上のための具体的な手法としては、教育を行うこと、あと、訓練を行うということが書かれております。

2つ目、教育を行う方々、教師と教育スタッフの方々に向けて、偽情報に取り組むための共通ガイドラインを策定することになります。教える方々の教え方に関する参考となるような情報を出すということでございます。

3つ目、デジタルリテラシー促進のための様々な利害関係者との協働ということが書かれております。こちらにも例示がありまして、例えば、どういった方々が入るのかということ、テクノロジー企業の方々だったり、放送、通信事業者の方々、あとはジャーナリスト、メディア・リテラシーの専門家の方々、EDMOという機関、あとは各国の当局であったり、親、学生、若者などが例示されておりました。

5つ目、EU内外におけるメディア・リテラシー促進、偽情報特定のための活動に対して、EUでは支援や資金援助を実施するということでもございました。

以上が内容でございますけれども、5ページをおめくりいただいてもよろしいでしょうか。先ほど三菱総研様の御説明にもありました、デジタルサービス法と欧州民主主義行動計画（EDAP）の関連について、簡単にまとめさせていただきました。

上の四角枠を御覧頂ければと思います。まず、プラットフォームの偽情報への取組として、従来の自主的な取組であった偽情報に関する行動規範に加えて、DSA、デジタルサービス法が加わり、2段階の構成になっております。

2つ目、EDAPの文章の中には、EDAPはDSAを補完するものという記載がございます。こちらは、DSAの中で示された措置について、EDAPにおいて具体化する関係性があるということでした。

3つ目、EDAPには先ほど御説明した中で3つの柱があると書きましたけれども、主に自由で公正な選挙の促進と、偽情報への対抗措置がDSAと関連していると思われまます。ジャーナリズムのメディアの自由のところに関しては、少し関連性は見えない状況になっておりました。

下のポンチ絵を御覧いただければと思います。真ん中にEDAPが書いております。左側にデジタルサービス法が書いてございます。それぞれの関係性についてですけれども、主に扱う情報で関係性が明らかになります。欧州民主主義行動計画では、上に書いてありますオンライン上の偽情報が対象になります。デジタルサービス法では、違法情報や有害情報が対象となります。また、もう一つ下でございます。EDAPでは政治広告が対象になります。デジタルサービス法ではあらゆる種類のオンライン広告が対象になる、このような関係性があるということでございます。

時間を少しオーバーしましたが、以上でございます。

【宍戸座長】 みずほ情報総研様、それから、その前の三菱総研様ありがとうございました。

それでは、今11時若干過ぎでございますけれども、大体15分ぐらいをめぐりに、今の三菱総研様、みずほ情報総研様からのプレゼンテーションについて質疑応答、意見交換をさせていただきますと思います。

御発言のある方は、チャットで私にお知らせをいただければと思います。もし、チャットがうまく機能しない場合には、マイクをオンにして私に呼びかけていただいても結構です。

では、まず大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。

大変詳細な説明をありがとうございました。質問させていただきたいんですけども、同じヨーロッパ域内でも、この誹謗中傷問題についての対応がかなり差が大きいというふうに実感しているところなんです、イギリスなどの自主規制そのものについて否定的な見解を述べているということですけども、ドイツなどでは、認定自主機関であるFSMなどの共同規制の枠組みというのがそれなりに歴史もありますし、機能しているというふうにも実感させられるところなんです、独立した何か第三者機関というものと、それからドイツで実際に動いているFSMのような機関の位置づけといったものについて、どのような差があるのかといったことについて、教えていただければと思っております。

三菱総研さんへの御質問なんですけれども、併せて米国の監督委員会の機能といったものについて、どのぐらい拘束力のある意見を述べられるのかについても教えていただければと存じます。

よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、三菱総研様、お願いできますでしょうか。

【安江氏】 三菱総研の安江です。

質問が少し大きい感じもあつたんですけども、自主規制、共同規制とありますが、まず基本的な考え方は、個々の違法なコンテンツ、行為について個別に判断するということに関して、政府や当局が関わることはやはり問題があるということで、プロセスをちゃんと整備しろというやり方か、もしくは共同規制的に専門家が関わるというようなことも含めてやるかということだと思います。

それで、基本的には、どちらの国においても自主規制だけではやはり難しいということがあり、イギリスの場合は、やはり踏み込んだ形で注意義務を定めるというふうにしてますし、ドイツに関しては、第三者機関を使うということで、政府から独立の立場を利用してという形だと思います。そのやり方について違いはありますけれども、自主規制だけでは難しいということと、個別の判断について政府や権力が関わることについては、やはり慎重であるべきというところは共通しているのかなというふうに思います。

アメリカのフェイスブックに関してですけども、これに関しては、どこまで拘束力があるかというのは、トランプの件とは別ですが、審査委員会の判断というのが1月か2月に4件出ましたけれども、どのくらい拘束力があって、どのくらいそれを実行していくのかというのはまだ分からないところですが、基本的には、完全な独立した第三者が機能し

ていてそれに対して対応していくということです。多分、対応しないと難しい立場にあるという認識はあると思われしますので、それについては、単純に議論したということよりは、もう少し踏み込んだ対応になっていくのかなというふうに見ております。

お答えになっているか分かりませんが、以上になります。

【大谷構成員】 ありがとうございました。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、森構成員から御質問をお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

非常に詳細な御説明ありがとうございました。本当に、もう心から勉強になりました。ありがとうございます。

三菱総研さんにDSAについて教えていただきたいんですけども、先ほど、広告の規制について、政治広告の部分はEU民主主義行動計画のほうに外出しになっているというみずほ情報総研さんの御説明がありましたが、広告一般について、DSAとしてどのような規制がされているのかということについていろいろなところにお書きいただいていたんですけども、縦でというところちょっと変なんですけど、広告についての規制をもう少し踏み込んだ御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

よろしくをお願いします。

【安江氏】 三菱総研の安江です。

今の話は、基本的には、資料1の23ページの一番下のオンライン広告の透明性というのがオンライン・プラットフォームの義務として規定されているというのが一番中核の部分だと思います。

先ほど説明をはしょってしまったんですけども、オンライン・プラットフォームがオンライン・インターフェース上に広告を表示する場合に、サービスの利用者が自分に対してこの広告がどうして表示されているかということについて、明確な方法で、リアルタイムに識別できるようにしなければならないということで、まずこれが広告であるということ、誰が出している広告であるかということ、それから、この広告が自分に対して、なぜ表示されているかというパラメータ、どういう情報を使っているのかといったことについての意味のある説明、こういうのがリアルタイムにいつでも確認できるようにしろというのが一番大きなポイントになります。

それと、もう1個はちょっと分かりにくかったと思うんですけども、25ページの超大

規模オンライン・プラットフォームの義務で、どういう広告がどういう意図で出されていて、実際に出稿するために、配信するために、どういうパラメータが使われて、何人に届いたかということデータベース化して、1年間はみんながデータを参照できるようにするという一種の透明性といいますか、そういった義務が超大規模プラットフォームに関しては課されています。この2つがオンライン広告に関する基本的な規制ということになります。

以上が説明になります。

【森構成員】 ありがとうございます。

【宋戸座長】 それでは、次に、生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

両社様とも本当に詳しい御説明をありがとうございました。非常に貴重な資料になるというふうに思います。

それで、2点ございまして、まずみずほ総研様への御質問になるんですけども、資料6の2ページ目で、今まで自主規制という形であった偽情報に関する行動規範を共同規制にスケールアップするというふうに言ったときに、5ページでデジタルサービス法との関係について書いていただいているんですが、この行動規範とデジタルサービス法の関係というのは、恐らくデジタルサービス法のシステムリスクへの対応でありますとか、デューデリジェンスの一般的な義務というもの、広い義務というものが課される。それをこの偽情報対策という形で、具体的な行動規範に落とす、それが新しいこの偽情報行動規範というような関係性なのか。言ってみれば、偽情報行動規範をDSAのシステムリスク等の条項でエンフォースするという関係なのか、もしそこが分かれば教えていただきたいというのが1点目でございます。

そして、もう一つは、三菱様への御質問になるんですけども、やはり各国とも御紹介いただいた中で、透明性というものを確保する、そして、透明性レポートを含めて、やはり削除件数等を含めて、できるだけちゃんとしたデータを出していこうというのは、方向性はかなり共通しているのかなというふうに思いました。

そういう中で、やはりドイツかどこかで指摘があったとおり、やはりそのデータというものは、真正性を判断する、評価する手段というものがなかなかないという中で、この真正性をまさに判断、評価するために取ろうとしている仕組みとして、こういったようなものがあり得るのかということがもし分かれば教えていただきたいという、この2件でござ

います。

よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、よろしく願いいたします。

【中氏】 それでは、みずほ情報総研の中より1つ目の御質問に対するお答えでございますけれども、現時点では、2021年春のガイダンスが発行されることにならないと、内容はどこまでが範囲になるかというのは、正直分からないような状況でございます。

基本的には、ガイダンスというものは偽情報に対抗するためのものがございますので、DSAにある範囲というものが全て対象になるかというのと、そちらは全てにならないのではというふうに、我々のほうでは、現段階では考えております。

今日の資料の中で、御説明していなかった7ページ目のところがございますけれども、例示ということで書いてあるものに関しては、こちらを見る限りでは、システミックリスクという観点で書かれているものはちょっと少ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【安江氏】 それでは、続きまして、三菱総研の安江からお答えします。

直接的にはドイツの件に関わりますけれども、資料3の9ページです。ネットワーク執行法の改正のところに関わってきます。

その前のほうのページのレポートで、執行機関である連邦司法庁からデータの真正性が検証できないというのがありましたけれども、ここの9ページに書いていることでは2つ、まず右翼過激主義と増悪犯罪に関する法律の2ポツ目のところで、用語の解釈の明確化ということで、法律に書いてある内容をちゃんと事業者側が解釈の余地なくといいますか、ちゃんと出さなきゃいけないという形で、正確性といいますか、具体性を高めるというのが一つです。

それから、詳細は分からないのですが、改正されたネットワーク執行法という部分の一番下、データ開示の問題を扱う裁判所が、データ開示義務を命じることができるということ、この辺も絡んでくるのかなというふうに思っています。基本的には、その用語の定義をはっきりして、ちゃんとこのとおりに出せということだと思いますけれども、この裁判所の権限というものも若干関係しているのかなというふうに思います。

あと、先ほど説明を省略したんですが、資料5で、各国の透明性報告に関する比較を行ったものがありまして、今は中身を説明しませんが、この研究会の取組と、EU、イ

ギリス、ドイツの比較をしています。方向は、基本的におおむね各国共通しているということで、具体的に、報告内容については若干差異がありますけれども、参考として後で見ただけであればというふうに思います。

回答は、以上になります。

【生員構成員】 どうもありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、三菱総研様、みずほ情報総研様からのプレゼンに関する質疑応答は、ひとまずここまでをさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。資料7について、事務局から御説明をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 事務局の中川でございます。

それでは、資料7について御説明をさせていただきます。

資料7は、誹謗中傷等に対する取組の検証・評価について論点をまとめさせていただいたものでございます。こちらは、基本的には、前回お出しした資料とほぼ同一となっております。差異がある点は下線を引いております。

まず1ページ目の一番上のボックスの中でございますが、前回会合における各事業者及び団体からのヒアリングを踏まえまして、誹謗中傷等に対する取組の検証・評価を行う際の主な視点をアップデートしているという点を追記いたしました。

1ページ目の啓発活動、プラットフォーム事業者の削除等の対応の強化、また透明性アカウントビリティーの向上については変更ございません。

2ページ目を御覧ください。2ページ目の8の(2)国における環境整備の透明性アカウントビリティー確保について、3点ほど記載を追加しております。まずヒアリングシートの提出やプラットフォーム事業者との対話を通じた事業者の自主的な取組に基づく透明性アカウントビリティー確保では、効果が不十分である場合、諸外国の制度や取組を参考に、どのような方策が考えられるか。

次に、ヒアリングシートでの質問項目以外に、どのような情報を把握することにより、プラットフォーム事業者が適切に誹謗中傷を含む違法・有害情報に対して適切な対応を行っているかどうかを把握することが可能か。

最後に、ヒアリングシート等により把握した情報に基づき、プラットフォーム事業者の取組をどのように評価することが可能か、この3点を追記しております。

この点につきましては、本日、MRI様またみずほ情報総研様から御説明いただいた内容が非常に参考になると思っておりますし、また、直前でMRI様から御指摘いただいた資料5に、各国の透明性確保の方策及び我々で作成したヒアリングシートとの比較というものを分かりやすく記載してございますので、資料5が非常に参考になるのかなと事務局としては思っております。

また、前回の各社様からいただいたヒアリングシートにおきましては、今回は大部のため資料化はしておりませんが、ホームページで公開しておりますので、そちらも適宜参照しながら、前回の継続した議論をお願いしたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました論点に沿って、資料7それから資料5も御参照いただきながら、全体としての自由討議に移りたいと思います。御質問、御意見のある方は、またチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

いかがでしょうか。

それでは、まず森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

本当は、整理して4点お話ししようと思ったんですけども、ちょっと整理ができていないのですが、時間を効果的に使うために、まず2点お話をしたいと思っております。

今日は、やはり諸外国の状況を詳細に伺って、強く感じるものが4点あるということなんですけれども、1点目は、やはりその透明性ということについて非常にしっかりやろうと、実現しようというその意図の下に法制度ができつつある、法規制と共同規制ができつつあるということだろうと思います。

透明性であるということは、すなわち国が直接その編集権みたいなものを持つわけではない、SNSに対して、あれを消せとかこれ報告せよとか、そういうことをすると、それは、フランスの法制度のように、フランスの提案のように違憲ではないかということになってしまうということです。

その代わりに、それぞれのSNSに、それぞれのプラットフォームに、取り組みをやっていただくわけなんですけれども、そのことの透明性については、それはしっかり強力な制裁を持ってやってもらっているということです。そこに、ちゃんとしっかりした制裁がグロー

バルな売上の何%という形で規定されているということです。

ですので、それは何を消すかとか、どうするかというのは国がやることだという考え方は、我々の考え方ではないですし、恐らくは欧州でも同じように考えられているのだと思いますし、例えば、メルケルのトランプの垢バンに対するコメントを御紹介いただきましたけれども、これは民間事業者がやることではなくて、政府がやることだと言っていました。あれは非常に違和感があると思います。私が日本人を代表してというのはおかしいですが、多くの方が違和感を感じる意見だったのではないかというふうに思います。もちろん国情の違いというものはあるわけで、それは仕方がないと思いますけれども、我々はそうは考えない。しかし、透明性については、これは、必ず確保していただきたいというふうに考えているのではないかということです。

透明性についての追加ですけれども、やはり政府の働きかけです。前は、法務省からお話がありましたけれども、あれもやはりSNSに対して、プラットフォームに対して大きな影響を持つものですから、その情報も公開されるべきであって、DSAの中には、民間事業者の透明性確保義務というものも定められていたと思いますが、政府も同じようにどういう削除要請をしたのか、これは受託事業の場合であっても同じだと思いますけれども、そういったことを公表すべきだと思います。これが透明性についてということです。

2番目は、関連しますが、制裁についてです。先ほど、ちょっと申しあげましたけれども、共同規制であろうが、法規制であろうが、その制裁がきちん定められているということです。資料5の比較の御説明がありまして、そこで、本当に、客観的に、きちんといろいろな各国の制度の比較をお書きいただいていますけれども、資料5の14ページを見ていただきますと、こんな感じで、12番の罰則のところだけバツ、丸、丸、丸というふうになっているということです。そこはグローバルスタンダードを考えたほうがよいということです。

4点ありますが、透明性のことと、制裁がしっかり規定されているべきであるということと2点を申しあげました。

それで、制裁についての補足ですけれども、グローバルプラットフォームに対する法規制を前提にするときに、100万円とかは、やはりそういうのはなかろうというふうに思いますので、ちょっとそういうのはないというか、私でも長期の割賦にさせていただいたら払えるようなそういう金額はないと、非常に困窮はするんですけれども、そういうのは全然おかしいんじゃないのということは、申しあげておこうと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

森構成員は即金でお払いきるだろうと思いますけれども、即座に、ひとまず幾つか問題提起をいただいてありがとうございました。残りのことについては、また後で整理されたら、御意見いただければと思います。

その前に、次に、大谷さん、お願いできますでしょうか。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。

一部は、森構成員と重複しますので、重複するところはお話せずに、残りの部分をお伝えしたいと思います。

法的規制のありようについて検討するに当たってですけれども、日本のプラットフォーマー規制といったところで、何か準拠すべき法律というものが現状で何かあるのか、そして、特に、グローバルで活躍されているプラットフォーマーの方たちに対して、何か報告義務などを課すような法律が、電気通信事業法について、一部の規定が適用されるという認識はありますけれども、何かないというところがやはり若干気になるところで、今後の自主的な規制を促すというような仕組みであっても、外国事業者との接点が今、大変乏しいということについて、何か検討を進めていく必要があるのではないかと、三菱総研様のプレゼンなどを聞きながら実感した次第です。

それから、先ほども御質問させていただいたように、ヨーロッパでは長い伝統があって、自主規制機関であるとか、共同規制の政府にとってもパートナーとなり得るような機関が認定されていたりというような仕組みがあるようですけれども、翻って、我が国について見てみた場合には、そういった機関というのがなかなか想定しづらいということ、法務省の人権擁護機関、非常に謙抑的な対応を取っていただいているとも思いますし、それぞれの削除要請などについて理由があるものが多いと思いますが、やはりそれを第三者が評価する仕組みといったものを整えていかないと、なかなか法規制ということの導入もやはり難しいのではないかと、思っている次第です。

そういった共同規制機関のようなものを育成する仕組み、人材育成なども含めて、政府で取り組むべき項目の中に加えていく必要があるのではないかと、一言申し上げさせていただきました。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

ほかに、御質問、御意見、いかがでしょうか。

それでは、寺田構成員、お願いいたします。

【寺田構成員】 よろしく申し上げます。

皆さん、よく調べていただいております。私も一時期、寄稿するためにEUのこととか、アメリカのことを調べたんですが、ここまで深く調べられなかったもので、非常にありがたいと思っています。

私のほうからは、質問というよりも意見になるんですが、今回、各社さんから資料をいろいろ出していただいたというのはあるんですが、実は、あれを見て何をどう判断しているのかというのが正直分らない。

いわゆるKPIが明確にあるわけではないということと、各社ごとに重点を置いているところも違ったり、それぞれ別々のものなので、これをきちんと出していただいて、判断していくというのが物すごく難しいなと、しかも、これが毎年出していただくような形になったとしても、時系列で、それはよくなったのか悪くなったのかの判断も非常に難しいなというのは、正直思っているところがあります。

これに関して、やはり何らかの中立的なところで、公正な形での個人というよりは、やはり何らかの機関、そういったところがないと難しいんじゃないかなというのは感じました。

それから、このタイプは、個々のプラットフォームだけを見ても難しいなというのが、特にこのCOVID-19であったりとか、最近の事件を見ていると、プラットフォームからプラットフォームヘデータが移ってとか、まとめサイトで広がったりとか、あるいはSNSはごく少数だったのに、それをいわゆるマスメディアが取り上げて拡散したりとか、こういったことというのが非常に目立ったということで、単独にプラットフォームだけをといていうのではなくて、もう少し実態としてデータというか、そういった情報が回っていく姿というのを明確にして、それぞれで何をすべきかというのをもう少し考えていくような、そういったところと共有して、判断できるような、そういったモニタリングの仕組みというのが必要んじゃないかなというふうに感じました。

一旦、私のほうからは以上です。

【宍戸座長】 寺田さん、ありがとうございました。

ほかに、御意見等いかがでしょうか。

それでは、生貝構成員、お願いいたします。

【生員構成員】 ありがとうございました。

今の森構成員をはじめ、おっしゃっていただいたことは、私も非常に共感しているところが多くて、そして、最初の森構成員のお言葉に、もしかすると別の言葉で言い換えるのか、付け加えるのか、特に、やはりこの取組は各国とも透明性というものが、まさしくまず一つ、極めて重視されているところで、そして、こういう分野における共同規制というものをつくるときに、しばしば言及されるキーワードが、透明性と救済と、そして、モニタリングです。

透明性は、まさに森構成員におっしゃっていただいたとおり、救済というのは、まさしくこの文脈では、削除等に対する救済ということで、そして、モニタリングというものは、まさしく先ほど、大谷構成員からもあったような、第三者によるモニタリングというところもあれば、欧州のデジタルサービス法で言えばデジタルサービス調整官ですとか、あるいはデジタルサービス会議というふうに言ったようなところが、公開された情報というものをしっかりモニタリングしていく、真正性というところも含めてしっかり確認をしていく、あるいは救済メカニズムというのがちゃんと機能しているかというところをしっかりとっていく。

特に、ヨーロッパの透明性というところで重視されているPtoBレギュレーションでも、この3つのキーワードというものが大変重視されていて、この3つのトライアングルをまず一つどう考えていくかというのが大変重要になってくるのかなと考えているのが1点目でございます。

それから、2点目として、まさに、もう一つがやはり全体として、特にデジタルサービス放送でございますけれども、そのプラットフォーム事業者さんの規模に応じた規律、あるいはルールのある在り方というものをやはり分けて規定しているというものが非常に興味深く、重要だったのかなというふうに思います。

国民の非常に多くが利用していれば、やはりそのリスクというところも大きい。そして、その規模がゆえに、実施できる対応というのもやはり違ってくる。この共同規制的な制度設計するに当たっても、この規模を今度はどう図るかというのは様々ございますけれども、そこをどう考えるというのが、どう分けていくのかというものが大変重要であるというのが2点目です。

そして、あとは3点目として、まさに、先ほどの透明、救済、モニタリングの上に、さらに1つこの分野に加えてというふうに言ったときに、デジタルサービス法でいいますと、

まさしく資料1の特に24ページあたりに記載されているところがございますけれども、やはりここでは、特に、さっきも少し言及したシステミックリスクとその軽減措置というふうに言ったような、広い義務が書かれているわけであります。

まさしく情報を削除するわけではない。しかし、様々なインターネット、SNSなどのサービスで生じるリスクというものを軽減することができる措置というものは、様々な形で、まさにこの研究会でも、重要な様々な創意工夫を含めて、議論の対象になってきたところだというふうに思います。

こういうことを、まさにこれと必ずしも特定するわけではなく、全体的な方向性を示して、そういうことを後押ししていくような共同規制の枠組みということ、そういうことも我々というのは、今後もし法的な措置を考えていくのであれば、視野に入れる必要があるのかなというふうに感じたところです。

以上、3点でございます。

【宍戸座長】 生員構成員、ありがとうございます。

ほかに、では、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

先ほど、100万円自分でも払えると大きく出てしましまして、後悔しておりますけれども、最近の規制の中にも制裁金100万円というような数字がある、罰金100万円というような数字があるということで、申し上げたということです。

先ほど4点と言いましたが、3点にさせていただいて、あと1点追加ということなんです、政治広告です。今日伺ったDSAには入っていませんでしたけれども、資料6のEU民主主義行動計画のところ、後から補完だという御説明がありましたので、スライドとしては、多分5ページを御覧いただくと、ここに政治広告の透明性に関する法律というふうに右側にありまして、DSAのところの下にもその政治的文脈におけるこれこれのコンテンツの透明性の向上を確保するための法律とあります。

ここは、私は、実は、透明性の問題ではないというふうに思っています。もちろんマス広告であれば、これは一つの表現ですので、透明性ということになるかと思えますし、それで結構なんです。それは、従来の政治広告と全く同じで、雑誌等に掲載されるものは全く同じなんです、これを行動ターゲティング広告でやるということになりますと、それは話が違ふだろうというふうに思います。

それは、表現と言えるのかどうか疑わしい。なぜかと、広告なんだから表現なんじゃない

いかと言われるかもしれませんが、これは対象者の特性を踏まえて、その人に特別に配信されるものなわけです。これは言ってみれば、自宅訪問の政治活動とか、電話で政策の御説明をしているのとそんなに性質として変わらないだろうと思います。どこが雑誌と違って、どこが電話に近いのかということですが、一番重要なのは、例えば、私がまさに、さっきちょっと大きく出てしまいましたが、先々のことについていろいろ不安を感じていますが、不安を抱える高齢者だといったしまして、政党がAとBの2つあるといったしまして、Aのほうが高齢者の福祉に厚い場合であっても、それはBの政党がこの人は恐らくは、高齢者で先々不安を抱えているんだらうと思えば、そこを強調した政治広告を私に出せばいいわけです。

それを雑誌でやりますと、マス広告でやりますと、ほかに見ている人がいます。特に、その政党Aが見ています、いや、そんなことはないだろう、うちのほうが高齢者の福祉には厚いんだと、おまえは何を言っているんだという話になりますし、皆さんが、いや、そんなことは政策綱領にないよねという話になるわけなんです、そのパーソナルな、そういった検証をされないコミュニケーションが可能であるという意味で、ターゲティング広告の政治広告は、表現と言っているのかどうか疑問である。むしろ、直接的コミュニケーションに近いのではないかというふうに思いますので、政治広告を行動ターゲティング広告で配信するのは、一律に禁止すべきだというふうに思います。

これは、プラットフォーム研の前半のところでも何度か申し上げたことですが、あとはヒアリングで、国内の事業者さんが政治広告はマスでしかやっていないということと、政治広告は全くやってないという、そういうお答えだったかと思いますが、これは、やはり御見識に基づいて、そのようにされているのかなというふうに思いますので、その政治広告を行動ターゲティング広告で配信するということは禁止すべきです。

行動ターゲティング広告でやるといいますか、ある種のパーソナライズをSNSにおいて行うことが結局のところ、ちょっとこれは私の妄想かもしれませんが、トランプの垢バンだったりとか、パーラーの追放だったりとか、そういうことを、結局招いているわけで、彼らを完全に市民社会から切り離す、それは必要性があったから仕方がないと思いますし、私は、緊急避難的措置として、それで正しいと思っています。先ほどメルケルに反対だといいますが、メルケルに反対ですが、その措置は正しかったと思いますが、でも、結局そうなっちゃったのは、やはりどこかにエコーチェンバーとか、フィルターバブルとか、そういう問題があったわけですから、やはりそういうこととの関係でも、特に、

政治的文脈でのパーソナライズということについては、しっかり厳しく見ていく必要があるだろうというふうに思います。

以上です。

【宋戸座長】 森構成員、ありがとうございます。

ほかに、御質問、御意見等いかがでしょうか。

少し時間稼ぎをしながらお待ちしますが、ここまでの御意見の中で幾つか論点が明確になってきているところもあろうかというふうに思います。

資料7に即して申しますと、資料7の実は外側の問題として、プラットフォーム事業者だけではなく、全体的な誹謗中傷の取組の全体像を把握しなければいけないといったような問題、あるいはプラットフォーム事業者と政府のコンタクトというものをしっかり深めていかなければいけないんじゃないかといったような問題は、緊急提言で申しますと、この前にあった4とか、その辺りに関わるころかと思います。寺田構成員、大谷構成員から御指摘されたところというのは、そこであり、これは全体取組系の検証・評価の上の前提として、そこはしっかり今後の論点としておきたいというふうに思います。

その上で、やはりこの取組あるいは取組の透明性というものをしっかりしていくということが大事であるという点について、御異論はなかったものというふうに思います。

特に、7の(1)のプラットフォーム事業者による削除等の対応の強化というところでは、やはり生貝構成員がおっしゃったような、救済が実効的になされているのかという観点がやはり重要であろうかと思います。

それから、7の(2)の透明性アカウンタビリティの向上ということについては、前回ヒアリングにおいて、かなり透明性が高いところ、それから必ずしもその取組の状況がとりわけ日本国内でよく分からないというようなことがあると。そういったことを踏まえて、お手元の資料で言いますと、8になってくるわけであります。

そして、その8の(1)は、それ自体はこれでいいのかなというふうに思うと同時に、今後の透明性アカウンタビリティの確保、それ自体については、生貝構成員の前で言うのもなんですが、ある種のいわゆる共同規制的といいますか、モニタリングを実効的に行っていくための国による施策というものを、検討すべき段階に入っているのではないかと。

また、その中で、事業者からのヒアリングシートの提出というだけではなく、国において、例えば、法務省において把握されている自らの人権救済のための削除要請の数字といったようなものも、ここに事業者の側と国の側と両方を見ていくということで、しっかり

やっていくべきだというようなことがあったかと思えますし、また、この透明性アカウントビリティー確保についての制裁というのは、やはり事業者の規模に応じて、その遵守を確保し得る程度のものでなければいけないということについて、森構成員から御指摘があったと思います。

最後に、これは必ずしも8の枠に収まらない話だろうというふうに思いますが、森構成員から、政治的な行動ターゲティング広告の規制について重要な御指摘、御発言があり、これについては、今後の論点として検討していくということになるかと思えます。

ひとまず構成員の皆様からいただいた御指摘というものと、今の資料7との関連というのを私なりに落とし込んでみたつもりですが、さらに自由に御発言、御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

森構成員、お願いできますでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。お時間があるようですので、まだそんなに具体化していない問題なのでやめておこうかなと思ったんですが、お話をさせていただきますと、やはり資料6のEU民主主義行動計画についてなんですけれども、本当に、非常に舌を巻くといいますか、よく問題状況を把握して、手を打ってくるなというふうに思いましたが、スライドとしては1ページ目を御覧いただきますと、この3つ柱、2行目ですが「自由で公正な選挙の促進」、これが先ほど私が申し上げたことでして、具体的な対策の提案は違うかもしれませんが、問題意識としてはここです。

その後ろに、「メディアの自由の強化」と「偽情報への対抗措置」としてありまして、偽情報への対抗措置は、今、宍戸座長からも御指摘をいただきましたけれども、いろいろな提案と検討が我が国でもなされている。

この真ん中の「メディアの自由の強化」って、これは何ですかということなんです、これは、下の表の特徴のところを御覧いただきたいんです。背景、目的、特徴であります、特徴のところを御覧いただきたいと思うんですけれども、ここの2ポツのところ、「メディアの自由の強化」のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟から守るためのイニシアチブを提示ということとなっております、ここは、今のところはあまりプラットフォーム研では問題になっていませんけれども、界限では、掲示板関係では、スラップの動向というのは既に現れておりますので、これもやはり注意したほうがいいだろうと思います。

特に、このスラップは、お恥ずかしいことに弁護士が代理人となってやっていることで

すので、弁護士会とかにちょっと注意しろというふうに提案していただくと、社会正義を標榜している関係で、さすがに恥ずかしく思っただけで行動するのではないかというふうに思います。本当に、みんなが発信できるようになった社会なわけですけども、それだけにスラップが非常に有効だということになりますので、ここについても提案していくことが考えられるかと思えます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、大谷構成員、お願いできますか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

これまでのヒアリングシートを拝見していて、私自身もいつも何か非開示になる項目がとても多くて、それで歯がゆい思いをしておりましたので、非開示になる項目というのは、大抵それが日本に振り向けられているリソースなど、ここがどうしても非開示になってしまうところが大変残念だなと思っております。この部分の開示を促す仕組みというのがぜひ考えられないかなと思っている次第です。

それから、併せてやはり自動的なコンテンツモデレーションというのは、大手の事業者は積極的に取り組まれているところなんですけれども、どのような基準でコンテンツモデレーションを行っていくのか、そこにどれだけのリソースを割くのか、またイノベーションの活発な分野ではありますけれども、そこに一定の研究開発の投資を呼び込むような施策も含めて、折り込んでいただきたいなと考えているところです。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、山本構成員、お願いいたします。

【山本構成員】 時間が余っているかと思っております、今日の検討会と直接は関係ないかもしれないんですけども、私は、違法・有害情報の問題の一つというのは、いわゆるフェイククラウド、フェイク群衆と言っているのか分かりませんが、結局そういった問題なのかと。そういったものを増幅していく一つの原因として、botによる拡散ですとか、あとは同一人物による複数アカウントの利用があります。それが、炎上を水増しするなど、問題を増幅させているのかなというふうに思っていて、フェイクニュース、要するに、有害情報を増幅させるフェイククラウドの問題というのも一つ重要な点と。

その点で、2019年にカリフォルニア州でできたbotの規制法、要するにbotがbotである

ことを開示せよというものですけれども、それが2020年に施行されたと記憶していますが、今、もしその辺りの動き、その実施の状況ですとか、カリフォルニア州における効果、そのbot規制法の効果、こういったことがお分かりであれば教えていただきたいなというふうに思っております。また、今後、ツイッターさんなんかもbotについては取組をしていると思いますけれども、実際どれほど効果があるのかどうか、フェイククラウドの抑制に対して、どれほどの効果が出てきているのかということなんかも、今後、少し検討をしたらいいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今の段階で情報はお持ちですか。三菱総研さんないしbotクラウドについてはいかがですか。

【安江氏】 三菱総研の安江です。

まずカリフォルニア州のbot規正法は承知しているんですが、中身の詳細とか効果についてはちょっと分かっていません。

EUが偽情報の規制に関して、欧州議会選挙の前に各プラットフォームに対して、毎月、実施状況をレポートせよというのをやっていたと思うんですけれども、その中ではbotも含め、不正アカウントとか不適切なアカウントの削除というものをやれということをしていて、各社がそれぞれこれだけのアカウントを削除したというようなことをやっているの、ある程度はやっていると思うんですが、ちょっと全体的に、体系的にどういう状況かということは把握できていません。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

山本構成員、よろしいでしょうか。

【山本構成員】 ですので、やはりこの辺りは重要で、透明性ということですか、その辺も少し課題になってくるのかなと。

結局、水増しの部分が明らかになっていけば、フェイクニュースなどの弊害の部分というのは、一定程度抑え込めるとかなというふうに思いますので、日本の問題状況なども整理するといいいかなというふうに感じました。

以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点は、今日のアジェンダの誹謗中傷以上に、偽情報対策などで重要な論点だったと思いますので、少し私のほうで引き取らせていただいて、事務局と御相談をさせていただき、可能であれば、少し調査の結果をしかるべき段階で、公表できるかどうかということも含めて、少し御相談をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと場つなぎ的に申しますと、EUの民主主義行動計画は、私は結構好きな文章で、あちらこちらでこういうものもありますよねと話をするようにしているんですが、やはり今日の誹謗中傷も含めて、あるいは違法有害情報対策も含めて、一つ重要な論点として、そもそものデジタル社会の民主主義において、市民のキャパシティービルディングをどうやってやっていくかということが、かなり重要な関心としてあったように思います。

単に、どうしてもこういう場で、特に、誹謗中傷ということと言いますと、プラットフォーム事業者による削除でありますとか、その責任の追及と救済という問題が当然ありますけれども、併せて資料7で言いますと、必ずしもキャパシティービルディングというのは、それにぴったり対応するわけではありませんが、資料7の6におけるICTリテラシーの向上、これは加害者にならないように、被害者にならないように、両方でございますけれども、そういったことも言わば一つの市民としてのキャパシティーとして重要なもので、やはりこの啓発活動などについても、少しさらに深掘りをしたり、具体的に、先ほどKPIというお話もありましたが、何らかの形で評価できる仕組みというものがあるべきかなというふうに、みずほ情報総研さんのお話を伺いながら思ったところです。

さて、まだ若干時間が残っておりますけれども、ほかに御発言あるいは御質問等いかがでしょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 森です。

それでは、ちょっとだけ御質問なんですけど、ドイツのネットワーク執行法というタイトルだったと思うんですけども、あれが大体概要については資料で御説明いただいているんですけど、ネットワーク執行法のタイトルが実際には、ネットワーク執行法の概要は全体としてどういうものかということ、どこかにつけていただいていたと思うんですけど、法令の名称がネットワーク執行法ということなんでしょうか、ドイツ語だと思うんですけど、そのまま教えていただいても全然分からないんですけども、もし何かもうちょっと詳しく

い法律のタイトルがあれば教えていただければと思います。どういう法律なのか、法律の名前を知りたいなと思いました。お願いします。

【安江氏】 三菱総研の安江からお答えします。

ドイツ語で正確に何と言うかちょっと今すぐ確認ができないんですけども、基本的にはネットワーク執行法ということで、SNS等のネットワーク事業者に対して、違法コンテンツの削除等を執行させるといいますか、そういった意味合いというふうに理解をしています。普通は、ネットワーク執行法というのは、日本語で言う場合の割と正式に近い名称ということで、通称としてSNS法とか、そういったような形で言われるのかなというふうに理解しています。

【森構成員】 なるほど。この執行法の執行というのは、エンフォースメントに近いという感じなんですか。

【安江氏】 そうですね。ちゃんと違法情報を削除しなさいということを実際にさせるという意味合いだというふうに理解しています。

【森構成員】 なるほど。分かりました。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

これは、ドイツのSNS法って、Netzwerkdurchsetzungsgesetzesというふうに述語では言っているんですけども、イメージとして言うと、まさに執行なんですけど、durchsetzungsgesetzesというのは、何か完結するというイメージなんです。そういう感じの何かドイツ語の法律で、しかし、何を言っているか、そのまま日本語に訳すと分からないので、SNS法というふうに多分呼んでいると。一般に言うと、durchsetzungsgesetzesって実施とかなので、ネットワーク実施法という訳なんかも本当はあるのかもしれませんが、かなりきちんと最後までやらせるというイメージがあるかなというふうに、私なんかは受け止めています。

【森構成員】 ありがとうございます。宍戸座長に伺うべきだったのかもしれませんが、御説明ありがとうございました。

【宍戸座長】 いいえ、とんでもないです。

ほかにいかがでしょうか。

崎村構成員からは、ユーザーの啓蒙というのが大事ではないかとかいうような、観測というのが、崎村構成員、マイクで御発言はできますか。

ちょっと難しいかな。今、崎村構成員からあるのは、誹謗中傷のタグなどは、クローズ

ドな環境で、隠語を使って実施をすることが多いと。観測が難しいことが想定されているんですが、先進的な事例としてどのような対応がなされているかということが、もし、分かれば教えていただきたいということですが。

【崎村構成員】 おっしゃっていただいたとおりです。

【宍戸座長】 補足ございますか。大丈夫ですか。

【崎村構成員】 大丈夫です。2点目は質問ということです。

【宍戸座長】 これも三菱総研さんのほうで、お分かりになる部分ってありますか。

【安江氏】 三菱総研の安江です。具体的に分からないんですが、御指摘のとおりで、日本の中でもいろいろな隠語が使われているということで、もともと人手で、いろいろな経験に基づいて行われていると思うんですけども、それでは間に合わないということもあり、AIとかというふうに行われていると思うんですが、「こういう成功例があるよ」ということは諸外国を見ても特にはないのかなというふうに認識しています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

【崎村構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 崎村構成員、よろしいですか。

【崎村構成員】 ということは、課題として残るということですね。

【宍戸座長】 恐らく本来的には、こういうところこそ、プラットフォーム事業者の方々の、まさに、最終報告書で強調しておいたイノベーションによって対応していただくと、いろいろな言葉を発見したり言葉と言葉の相関であったりをAIを使ったりして、どうもこの言葉は、何か人を傷つけるために、あるいは何らかの形で使われているんじゃないかということを発見して、対応していただき、またその成果を透明化して公表していただくとか、そういうことが本来、期待される領域なのかなというふうに思っております。

【崎村構成員】 はい。

【宍戸座長】 寺田さん、いかがでしょうか。

【寺田構成員】 今の崎村さんの質問に対して、かつて私はこういった部分の運営もやっていたので、多少お答えできる場所があるんですが、一言で言ってしまうと、言葉を追いかけるんじゃなくて人を追いかけます。こういったヘイトであったりとか、そういったことをする方というのは、一部の人に結構限られてしまうというのがあるので、過去にそういう発言をした方というのは、その企業の中でリスト化していると、その人が何か発言をしたときに、それを見に行くといったようなやり方というのは、一般的によくやられ

ています。

あまり表で言いにくいのは、明らかに人を追いかけてちゃっているんで、その部分のプライバシーの問題とかというのでも発生するんですけども、そういうやり方というのは、一般的にやられていると思います。

以上です。

【崎村構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、予定の時間でございますので、ここで意見交換を終了させていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 本日は、御議論いただきありがとうございました。

次回会合につきましては、別途事務局から御案内いたしますが、内容としては、フェイクニュース関係を予定しております。本日は、誹謗中傷関係でしたので、今回は、フェイクニュースに特化して議論をしていただきたいと思いますと思っております。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

本日、若干通信の不具合などもありましたけれども、皆様の御協力が無事に議論を終えることができました。改めて、感謝申し上げます。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会、第24回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。